

第8回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 15社

会社名

株式会社きらぼし銀行

株式会社U I 銀行

東京きらぼしリース株式会社

きらぼしシステム株式会社

株式会社きらぼしコンサルティング

きらぼしJ C B株式会社

きらぼしキャピタル株式会社

きらぼしライフデザイン証券株式会社

きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社

きらぼしテック株式会社

きらぼし信用保証株式会社

八千代信用保証株式会社

きらぼしビジネスサービス株式会社

綺羅商務諮詢（上海）有限公司

KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

（連結の範囲の変更）

2021年4月1日付で、きらぼしビジネスサービス株式会社を存続会社、株式会社きらぼしクレジットサービスを消滅会社とする吸収合併を行っております。

2022年3月31日付で、株式会社きらぼし銀行の連結される子会社であるきらぼしテック株式会社は、当社の直接出資する連結される子会社となっております。

（連結される子会社及び子法人等の商号変更）

2021年4月1日付で、きらぼしサービス株式会社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、同日付できらぼしサービス株式会社の商号をきらぼしビジネスオフィスサービス株式会社へ変更しております。

2021年12月1日付で、株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社の商号を株式会社U I 銀行へ変更しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 7社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
A&K Cメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京 Sparkle 投資事業有限責任組合
A&K Cメディカル1号投資事業有限責任組合
KCP エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（非連結の子会社及び子法人等の設立）

2021年6月10日付で、非連結の子会社としてKCP エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合を設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 3社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー
信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司

（持分法適用の範囲の変更）

2022年1月25日付で、信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司へ出資を行い、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
A&K Cメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京 Sparkle 投資事業有限責任組合
A&K Cメディカル1号投資事業有限責任組合
KCP エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等の設立）

2021年6月10日付で、非連結の子会社としてKCP エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合を設立しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当事項はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日	2社
3月末日	13社
 - ② 12月末日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、

残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。

開業費 5年間の均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しております。

また、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加的に計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む一部の連結される子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は895百万円であ

ります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び銀行業を営む連結される子会社は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び銀行業を営む連結される子会社は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(14) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(16) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結される子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額

を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(17) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(18) 収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(19) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月29日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

当連結会計年度は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規

のデリバティブ取引の約定を行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「Liborを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸出金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(20) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(21) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は158百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。なお、当該時価算定会計基準等の適用に伴う連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 35,240 百万円

（うち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 1,426 百万円）

（うち、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 632 百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社グループにおける貸倒引当金の概要

当社グループは、銀行業を中核事業として位置付けており、それにより計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

② 算出方法

「会計方針に関する事項」「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載の通りです。

③ 主要な仮定

i 債務者区分

当社グループは、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

ii 予想損失率の修正を必要とする債務者グループ

当社グループは、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループ及びロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける業種の範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。

したがって、影響業種の範囲が主要な仮定となります。

iii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定していません。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社取締役並びに当社の連結される子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役(社外取締役を除きます。)及び委任契約を締結している執行役員(以下「子会社役員」といいます。)に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社グループは、取締役及び子会社役員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役及び子会社役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役及び子会社役員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、取締役及び子会社役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役及び子会社役員の退任時です。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(3) 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、当連結会計年度末株式数は以下の通りであります。

- | | |
|---------------|--------|
| ① 信託における帳簿価額 | 375百万円 |
| ② 当連結会計期間末株式数 | 236千株 |

(ロシアによるウクライナ侵略に伴う貸倒引当金の追加計上)

ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等を中心に、企業業績への影響が懸念され、当連結会計年度末の債務者区分に反映し切れない残存リスクを認識しております。

これらの債務者については、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を貸倒引当金として追加的に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 28,388百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の私募(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,199百万円
危険債権額	105,126百万円
三月以上延滞債権額	211百万円
貸出条件緩和債権額	8,261百万円
合計額	133,797百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,899百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、21,270百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 533,466 百万円

貸出金 346,639 百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,209 百万円

債券貸借取引受入担保金 302,567 百万円

借入金 450,000 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 4,445百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 24百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 2,352 百万円、金融商品等差入担保金 4,434 百万円及び中央清算機関差入証拠金 27,036 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、886,956百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 845,969百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号又は第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △273 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 40,106 百万円
 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 623 百万円
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 46,202 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却 9 百万円、株式等償却 286 百万円、株式等売却損 2,430 百万円、債権売却損 19 百万円及びリース原価 6,115 百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	—	—	30,650	
第1回第一種優先株式	750	—	—	750	
第二種優先株式	2,000	—	—	2,000	
合 計	33,400	—	—	33,400	
自己株式					
普通株式	264	196	26	434	(注) 1、2
合 計	264	196	26	434	

(注) 1 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式 236 千株が含まれております。

2 自己株式の当連結会計年度増加株式数 196 千株は、単元未満株式の買取請求による買取 12 千株及び株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式 184 千株であり、当連結会計年度減少株式数 26 千株は、単元未満株式の買増請求による売渡 0 千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡 6 千株、株式交付信託の権利行使による売渡 19 千株及び持分法適用会社が売却した当社株式の当社帰属分 0 千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度期末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権			—		13		
合計				—		13		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	913百万円	30.00円	2021年 3月31日	2021年 6月8日
2021年5月12日 取締役会	第1回第一種 優先株式	93百万円	125.00円	2021年 3月31日	2021年 6月8日
2021年5月12日 取締役会	第二種優先 株式	29百万円	14.636円	2021年 3月31日	2021年 6月8日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	913百万円	30.00円	2021年 9月30日	2021年 12月2日
2021年11月10日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94百万円	126.00円	2021年 9月30日	2021年 12月2日
2021年11月10日 取締役会	第二種優先 株式	31百万円	15.636円	2021年 9月30日	2021年 12月2日
合計	—	2,076百万円	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 5月12日 取締役会	普通株式	1,370百万円	その他 利益剰余金	45.00円	2022年 3月31日	2022年 6月7日
2022年 5月12日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94百万円	その他 利益剰余金	126.00円	2022年 3月31日	2022年 6月7日
2022年 5月12日 取締役会	第二種優先株式	31百万円	その他 利益剰余金	15.636円	2022年 3月31日	2022年 6月7日

(注) 2022年5月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

② 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

③ 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2022年3月31日において、当社グループの市場リスク量は84,925百万円になりま

す。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したV a Rと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、2021年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。

また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	70,029	70,029	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	777	777	—
(3) 有価証券 満期保有目的有価証券	12,368	11,685	△682
その他有価証券	944,095	944,095	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	4,346,138 △34,288		
	4,311,850	4,329,514	17,664
資産計	5,339,121	5,356,103	16,981
(1) 預金	5,157,583	5,157,080	△503
(2) 借入金	463,903	463,903	0
負債計	5,621,487	5,620,984	△502
デリバティブ取引（※2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,877)	(3,877)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	973	973	—
デリバティブ取引計	(2,903)	(2,903)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 （※1）（※2）	15,372
組合出資金 （※3）	40,919

（※1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 当連結会計年度における減損処理は、ありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	18,951	4,194	7,908	9,679	9,979	19,149
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	2,447	9,791	500	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	76,116	153,375	124,008	70,604	202,708	144,620
貸出金(※)	721,219	780,606	584,032	424,981	438,710	901,003
合計	816,287	938,176	718,397	515,055	651,898	1,064,773

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない124,969百万円、期間の定めのないもの370,615百万円は含めておりません。

(注3) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	4,916,957	221,705	18,920	—	—	—
借入金	460,122	2,727	1,054	—	—	—
合計	5,377,079	224,432	19,975	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	57,802	12,206	70,008
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	140	—	—	140
地方債	—	637	—	637
有価証券				
その他有価証券				
うち国債	226,406	—	—	225,406
地方債	—	62,705	—	62,705
社債	—	227,751	48,793	276,545
株式	32,778	—	—	32,778
その他	75,555	77,799	45,723	199,078
資産計	334,881	426,695	106,723	868,299
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,046	—	1,046
通貨関連	—	△3,882	—	△3,882
株式関連	—	△68	—	△68
デリバティブ取引計	—	△2,903	—	△2,903

(※)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号
2019年7月4日)第26号に定める経過措置を適用した投資信託等については、
上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額
は146,582百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	20	—	20
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	495	—	—	495
外国証券	11,190	—	—	11,190
貸出金	—	—	4,329,514	4,329,514
資産計	11,685	20	4,329,514	4,341,221
預金	—	5,157,080	—	5,157,080
借入金	—	450,000	13,903	463,903
負債計	—	5,607,080	13,903	5,620,984

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は債権の性質上短期のもの等であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。公共工事債権信託受益権についてはレベル3、これら以外の信託受益権については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

私募債は、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乘せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないイン

プットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乘せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、変動金利によるもの及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に

対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれますが、該当ありません。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれますが、該当ありません。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01%－ 27.047%	1.20%
社債(私募債)		回収率	0.00%－ 80.00%	8.68%
		割引率	0.00%－ 17.16%	0.78%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
買入金銭債権	6,523	—	—	5,682	—	—	12,206	—
有価証券								
其他有価証券								
うち社債(私募債)	66,325	3	228	△17,763	—	—	48,793	△474
うち外国証券	49,734	△115	△324	△3,571	—	—	45,723	281
資産計	122,583	△112	△95	△15	—	—	106,723	△193

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	502	495	△7
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	11,866	11,190	△675
	小計	12,368	11,685	△682
合計		12,368	11,685	△682

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,669	13,283	11,385
	債券	170,188	167,326	2,862
	国債	52,998	50,921	2,077
	地方債	17,255	17,176	79
	社債	99,934	99,228	705
	その他	185,271	175,603	9,668
	小計	380,129	356,212	23,916
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,109	9,198	△1,088
	債券	395,467	401,186	△5,718
	国債	173,407	177,298	△3,891
	地方債	45,449	45,930	△481
	社債	176,610	177,956	△1,345
	その他	230,397	243,709	△13,311
	小計	633,975	654,094	△20,118
合計		1,014,104	1,010,306	3,797

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,702	972	734
債券	91,660	443	679
国債	89,414	440	679
地方債	—	—	—
社債	2,246	3	—
その他	92,343	2,949	2,106
合計	192,705	4,365	3,520

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 286百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,739	118

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	調整額 (注) 3	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益	15,763	—	15,763	2,918	—	18,681
預金・貸金業務	754	—	754	—	—	754
為替業務	3,176	—	3,176	—	—	3,176
証券関連業務	1,128	—	1,128	836	—	1,965
代理業務	2,532	—	2,532	—	—	2,532
保護預り・ 貸金庫業務	289	—	289	—	—	289
保証業務	979	—	979	—	—	979
その他	6,901	—	6,901	2,081	—	8,982
信託報酬	328	—	328	—	—	328
その他経常収益	4,645	12,360	17,005	6,819	—	23,825
うち、リース 関連業務	—	11,886	11,886	—	—	11,886
顧客との契約から 生じる収益	20,736	12,360	33,096	9,738	—	42,834
上記以外の経常収益	66,064	18	66,083	94	△664	65,513
外部顧客に対する 経常収益 (注) 1	86,801	12,379	99,180	9,832	△664	108,348

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業及びクレジットカード業務等であります。

3. 調整額は、パーチェス法による調整であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 8,742円59銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 591円20銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 296円72銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式

に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、236千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、126千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業経費	一百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8名 当社子会社取締役 10名	当社取締役 7名 当社子会社取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 12,000株	普通株式 22,000株
付与日	2015年8月3日	2016年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年8月3日 ～2045年8月2日	2016年8月1日 ～2046年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 15,100株
付与日	2017年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2017年8月1日 ～2047年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計 年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計 年度末	600	3,700	6,500
権利確定	—	—	—
権利行使	600	2,600	2,800
失効	—	—	—
未行使残	—	1,100	3,700

②単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	1,492	1,448	1,429
付与日における 公正な評価単価 (円)	3,881	2,695	2,795

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結される子会社間の合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：きらぼしビジネスサービス株式会社

事業の内容：メール、回金、事務集中業務

(吸収合併消滅会社)

名称：株式会社きらぼしクレジットサービス

事業の内容：集金代行業務

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

きらぼしビジネスサービス株式会社（当社の連結される子会社）を吸収合併存続会社、株式会社きらぼしクレジットサービス（当社の連結される子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

きらぼしビジネスサービス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社きらぼしクレジットサービスで行っている集金代行業務をきらぼしビジネスサービスへ移行することで、グループ会社の付帯サービス業務の集約による経営資源の有効活用を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結される子会社間の会社分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結される子会社であるきらぼしサービス株式会社の広告宣伝用品等の調達・管理業務

事業の内容：広告宣伝用品等の調達・管理業務

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

きらぼしサービス株式会社（当社の連結される子会社）を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社（当社の連結される子会社）を承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

きらぼしビジネスサービス株式会社（当社の連結される子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

グループ各社における決算や計数集計等付帯サービス業務の集約による経営資源の有効活用を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

連結計算書類の連結注記表にあります追加情報に関する注記に記載のとおりです。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権	2,018 百万円
関係会社に対する金銭債務	4,550 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益	3,494 百万円
販売費及び一般管理費	657 百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外費用

5 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	264	196	26	434	(注1)、(注2)
合計	264	196	26	434	

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式 236 千株が含まれております。

(注2) 自己株式の当事業年度増加株式数 196 千株は、単元未満株式の買取請求による買取 12 千株及び株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式 184 千株であり、当事業年度減少株式数 26 千株は、単元未満株式の買増請求による売渡 0 千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡 6 千株及び株式交付信託の権利行使による売渡 19 千株の合計であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

未払賞与	14	百万円
未払役員賞与	6	
株式報酬引当金	13	
株式報酬費用	2	
関係会社株式評価損	22	
関係会社株式	926	
その他	2	
繰延税金資産小計	990	
評価性引当額	△965	
繰延税金資産合計	24	
繰延税金負債	-	
繰延税金負債合計	-	
繰延税金資産の純額	24	百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 きらぼし銀行	東京都 港区	43,734	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任 出向者の 受入	資金の 借入 (注1) 利息の 支払 (注1)	4,550 5	短期借入金	4,550
							経営管理 料の受取 (注2)	1,346	—	—
							出向者人 件費の支 払(注3)	594	—	—
							株式の 譲受 (注4)	5,699	—	—
子会社	株式会社 U I 銀行	東京都 港区	2,725	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	増資の 引受 (注5)	4,550	—	—
							資産の 譲渡 (注6)	1,522	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 短期借入金は、当社のグループ内における資本政策に基づき実行したものです。借入金利は当社の外部格付けに基づき適正な金利を適用しております。

(注2) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定し、当社の取締役会で決議した金額であります。

(注3) 出向者の受入に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

(注4) 株式の譲受は、株式会社きらぼし銀行の子会社であったきらぼしテック株式会社の株式を譲り受けたものです。譲受価額は、きらぼしテック株式会社による第三者割当増資を株式会社きらぼし銀行及び当社グループから独立した第三者が引き受けた際の単価を用いて算出しております。

(注5) 株式会社U I 銀行の開業に必要な資本を確保するための増資を引き受けております。増資の引受価額は、1株当たり50,000円であります。

(注6) 株式会社U I 銀行の開業に必要な無形固定資産(ソフトウェア)について、同行の開業前に当社が取得し、開業後に同行に譲渡しております。譲渡価額については、共通支配下の取引として、取引の目的を鑑みた適正な価額を付しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	4,776 円 71 銭
1 株当たりの当期純利益金額	62 円 10 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	34 円 84 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1 株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、236 千株であり、1 株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、126 千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。